

【契約書別紙】

当事業者が、あなたに提供するサービスは、以下のとおりです。

1 担当の職員

あなたを担当する介護支援専門員は（ ）です。

① 職員は、常に身分証明証を携帯していますので、必要な場合はいつでも、その提示をお求め下さい。

② なお、当事業所の監督責任者は（水野 敬生 ）です。苦情等ありましたら御遠慮なく御連絡下さい（TEL：042-696-5238 ）。

2 提供するサービス

居宅サービス計画の作成

* サービス計画までの手順は次のとおりです。

- ・ 御自宅を訪問し、あなたや御家族からお話を伺います。
- ・ あなたの了解を得て、主治医の方に意見をお尋ねすることがあります。
- ・ 介護支援員を中心にサービス担当者会議を開いて検討します。
- ・ サービス計画の内容、利用料、保険の適用など一切をご説明し了解を得ます。

情報の提供

要介護認定の申請、変更の代行

居宅サービス事業者との契約締結に関する必要な援助

関連事業者等の連絡調整

給付管理表の作成・提出

* 毎月、国民保険団体連合会へ提出し、サービスをチェックします。

① このサービスの提供にあたっては、あなたの要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、要介護状態となることの予防になるよう、適切にサービスを提供します。

② サービスの提供は懇切丁寧に行い、分かりやすいように説明をします。もし分からないことがあったら、いつでも担当職員にご遠慮なく質問して下さい。

3 担当職員の変更

① あなたはいつでも担当の職員の変更を申し出ることができます。その場合、変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。

② 当事業者は、担当の職員が退職する等正当な理由がある場合に限り、担当の職員を変更することがあります。その場合には、事前にあなたの了解を得ます。

4 利用料

このサービスの利用料及びその他の費用は以下のとおりです。

- ・ 利用料…居宅介護支援利用料は介護サービス提供開始以降1ヶ月あたり下記の表のとおりです。ただし、法定代理受領により当社の介護支援に対し介護給

付が支払われる場合、利用者の自己負担はございません。

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されます。

保険料の滞納により、法定代理受領が出来なくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じてお支払いいただき、当社からサービス提供証明書を発行します。このサービス提供証明書を後日、保険者（区市町村）の担当窓口へ提出しますと、全額払戻を受けられます。

・交通費… サービスを提供・実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。

公共機関を利用した場合

実費を頂きます。

自動車を利用した場合

事業所からお住まいまでの走行距離に応じて、1km毎に60円頂きます。

・その他… 要介護認定申請代行費に係る実費、記録の謄写費用について実費をいただくことがあります。

介護サービスの提供開始以降1ヶ月あたり

居宅介護支援費（Ⅰ）	利 用 料
要介護1・2	11,514円
要介護3・4・5	14,950円
初回加算（初回時等）	3,315円
退院・退所加算	3,315円
入院時情報連携加算Ⅰ	2,210円
入院時情報連携加算Ⅱ	1,105円
小規多機能居宅介護連携事業所連携加算	3,315円
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,210円

5 キャンセル料など

サービスをキャンセルした場合には、交通費等実費につき御清算いただくことがあります。

6 計画書等の交付

居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類が必要な場合は、いつでも交付しますので、お申出下さい。